

設計等委託業務における余裕期間制度実施要領

(目的)

第1条 本要領は、滋賀県が発注する調査、測量および設計等委託業務（以下「委託業務」という。）において、受注者の円滑な履行体制の確保を図るため、業務資機材、担当技術者確保等の準備を行う期間を、余裕期間として付加する余裕期間制度を実施するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

(1) 実履行期間

標準的な方法により委託業務を実施する上で必要となる期間であって、関係機関協議、準備、後片付けおよび照査に要する期間を含めた期間をいう。

(2) 余裕期間

契約締結日から業務開始日の前日までの期間をいう。

(3) 業務開始期限日

発注者が指定する業務開始の期限日をいう。

(4) 業務開始日

受注者が委託業務を開始する日をいう。なお、受注者は業務開始日以降 14 日以内に業務着手しなければならない。

(5) 終期日

後片付け期間の末日をいう。

(6) 全体履行期間

契約締結日より 5 日以内の日から終期日までをいう。

(7) 発注者指定方式

発注者が業務開始日および終期日を指定する方式

(8) 任意着手方式

発注者が示した業務開始期限日までの間に受注者が任意に業務開始日を設定する方式

(9) 管理技術者等

委託業務の管理および統括等を行う者で契約書に基づき、定めた主任技術者または管理技術者をいう。

(対象委託業務)

第3条 余裕期間を設定することにより、受注者の円滑な履行体制の確保に寄与できる業務について余裕期間の設定に努めるものとする。

ただし、事業の進捗や他委託業務への進捗に影響を与える委託業務、災害復旧等の緊急を要する委託業務は対象外とする。

(発注者による余裕期間、履行期間等の設定)

第4条 発注者が設定する余裕期間は 120 日を超えない範囲とする。

- 2 発注者において、発注者指定方式または任意着手方式から、適用する方式を選定する。
 - (1) 発注者指定方式による余裕期間制度を適用する委託業務を発注しようとするときは、余裕期間、業務開始日および終期日を設定するものとする。
 - (2) 任意着手方式による余裕期間制度を適用する委託業務を発注しようとするときは、実履行期間(開始日から起算して○日間)および業務開始期限日を設定するものとする。
- 3 発注者は、実履行期間について適切な期間を確保したうえで、業務開始日および終期日ならびに余裕期間を設定する。

(受注者による業務開始日等の設定)

第5条 任意着手方式による余裕期間制度を適用する委託業務の受注者は業務開始期限日までの間で業務開始日を任意に設定し、契約締結日までに書面(別紙様式)により発注者に通知する。

- 2 受注者が前項の規定による通知をしなかったときは、発注者は、契約日を業務開始日として設定したものとみなす。
- 3 第1項に基づき通知を行った場合、業務開始期限日までの期間の範囲内において業務開始日を変更できる。
- 4 業務開始日の変更を行う場合、通知した業務開始日の14日前までに発注者と協議のうえ、履行期間に係る契約を変更しなければならない。
- 5 前項に基づく契約変更は原則として、1回に限り行える。

(管理技術者等の確認等)

第6条 受注者は、設計業務に係る配置技術者の重複業務届出書を業務開始日までに提出すること。

- 2 発注者は、業務開始日において管理技術者の重複業務数を確認する。

(業務開始日前の取扱い)

第7条 受注者は、契約締結日から業務開始日の前日までの間は、業務着手(委託業務を実施するための監督職員との打ち合わせ、現地踏査などの行為)を行ってはならない。ただし、これら以外の準備(業務資機材、担当技術者確保等など)については、受注者の責において行うことができる。

- 2 受注者は、土木設計業務等共通仕様書(滋賀県)等の規定によらず、業務開始日以降14日以内に業務着手しなければならない。

(経費の負担)

第8条 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は受注者の負担とする。

(落札者の決定の保留)

第9条 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が余裕期間の末日以前の日となるときは、当該余裕期間の末日は、これを変更しない。

2 低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合において、契約を締結する日が余裕期間の末日の翌日以降の日となるときは、当該業務には、余裕期間制度を適用しない。

(契約等手続きについて)

第10条 契約等の手続きにあたっては、次のとおりとする。

(1) 契約保証にかかる期間は、契約履行期間とする。

(2) テクリス (TECRIS) への登録は、土木設計業務等共通仕様書 (滋賀県) 等に定められた期間に行うものとする。テクリスに登録する履行期間および技術者の従事期間は実履行期間で登録を行うものとする。

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和5年12月1日から施行する。

業務開始日通知書

年 月 日

(契約担当者)

様

(受注者)

住所

氏名

次のとおり業務開始日を定めましたので通知します。

業務番号	
業務名	
履行期間	業務開始日から 日間
開始日	年 月 日

工事番号、工事名、履行期間は発注者が事前に記入

注1 契約締結日までに通知がない場合は、契約日を業務開始日とみなします。

注2 休日（滋賀県の休日を定める条例（平成元年3月30日条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）を業務開始日に指定することはできません。

注3 業務開始日の指定より定まる業務完了期限日が、休日となる場合は、翌日を業務完了期限日とします。